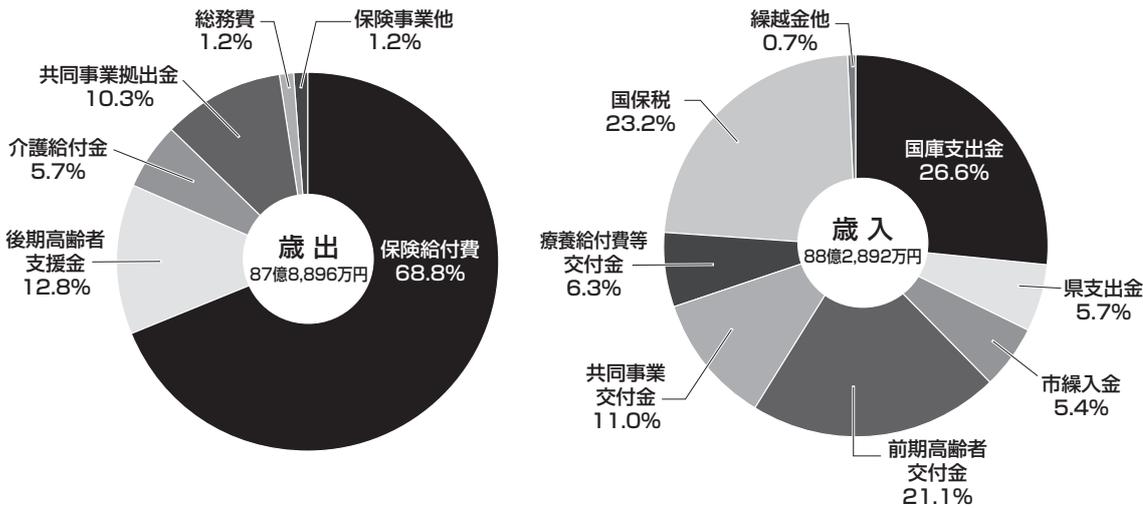


平成23年度 国民健康保険決算状況【グラフ1】



平成23年度の国保会計は形式的には黒字となりましたが、これは市の一般会計から補填したことによるもので、実際には約2億300万円の赤字でした。

わたしたちの国保

国民健康保険ガイド

平成25年度の
国民健康保険の税率が改定されます



国民健康保険 健康まもるくん

国民健康保険の健全化及び 安定的な運営のために

市の国民健康保険（国保）は、運営の健全性を保つため、法律に基づき一般会計と区別した特別会計で経理を行っています。その財源は、国、県市からの支出金、社会保険等からの交付金と保険税で賄うことになっています。

しかし、急速な高齢化、医療技術の高度化等により医療費が増加し続けている一方、保険税収入がそれに追いつかず、一般会計からの多額の繰入金（赤字補填）によって収支の均衡を保っている状況です。【グラフ1】

市では、国保財政の健全化と将来にわたる保険事業の安定運営のため、市民への影響を十分考慮し、平成27年度ま

での5年間で3回に分けて税率改定を行うことを決め、平成23年度に1回目の改定を行いました。そして今回、平成25年度に2回目の税率改定を行うことにいたしました。

増え続ける医療費

平成23年度の保険給付費（医療費等のうち、国保が支払っている費用）は約60億4,300万円です。これは、平成21年度からの3年間で約3億5,500万円も増加しています。【表1】

一方、平成23年度の保険税収入は、約20億4,800万円です。税率改定をした結果、平成21年度に比べ約1億4,800万円増収になりましたが、改定は当時の不足分の一部であったことから未だ赤字

は解消されておらず、一般会計からの補填（法定外繰入金）に頼っている状況です。

過去3年間で

11億3千万円の補填

平成23年度の法定外繰入金は約2億300万円でしたが、過去3年間の合計では約11億3,000万円に上り、さらに今年度以降も多額の繰入が必要であれば保険運営ができない状況にあります。

支出は県内3位、 収入は県内17位

これを被保険者1人当たりと比較すると、保険給付費は約30万円で、県内の平均より約2万2千円高い（県内3位）ものの、保険税は約8万5千円で平均より約7千円安く（県内17位）、収入と支出のアンバランスが生じています。【表2】



保険税率が改定されます

○改定額について

被保険者への負担を考慮し、平成23年度分の不足額と平成24年度に予想される不足額の合計約4億3,600万円のうち約2億8,000万円を改定します。改定率は下表に示すとおりです。所得割額、資産割額、均等割額を改定します。

保険税率表

◇基礎課税額分（医療分）

区分	改定前	平成25年度改定後
所得割額	6.0%	6.9%
資産割額	40%	20%
被保険者均等割額 (年間1人当たり)	11,000円	19,500円
世帯別平等割額 (年間1世帯当たり)	16,000円 (改定無し)	

◇後期高齢者支援金等課税額分（支援分）

区分	改定前	平成25年度改定後
所得割額	2.5%	2.9%
被保険者均等割額 (年間1人当たり)	8,100円	9,900円

◇介護納付金課税額分（介護分）

区分	改定前	平成25年度改定後
所得割額	2.0%	2.7%
被保険者均等割額 (年間1人当たり)	9,100円	12,400円

法定外繰入金等の推移（単位：千円）【表1】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
保険給付費	5,688,036	5,782,711	6,043,705
保険税	1,899,597	1,795,078	2,048,183
法定外繰入金	292,267	637,374	203,008

平成23年度

1人当たりの保険給付費と保険税【表2】

	保険給付費	保険税
本庄市	300,709円 (県内3位)	85,709円 (県内17位)
県(39市) 平均	278,490円	92,420円

保険財政の 健全化に向けて

このような状況をふまえ、市では保険税の適正化について、国保運営協議会に諮問しました。

そして、慎重な審議の末、出された保険税率改定の答申を受けて、平成25年度に2回目の改定を実施し、保険税の適正化を図ることにいたしました。



引き続き医療費の抑制にご協力をお願いします

- ①かかりつけ医を持ちましょう
病气全般の相談にのってもらえ、必要な場合は他病院への紹介状も書いてもらえます。また、かかりつけ薬局を持たれば、薬の重複が防止できます。
- ②医療費通知を活用しましょう
医療機関等を受診した人に医療費通知を年4回（原則4月・7月・10月・1月）郵送しています。窓口での自己負担額を確認し、残りは市の国民健康保険が負担していることを再認識しましょう。
- ③ジェネリック医薬品を利用しましょう
慢性疾患等の薬を服用している人で、ジェネリック医薬品の利用が可能な人は、医師薬剤師に相談して利用しましょう。

なお、平成24年7月診療分で、もしもジェネリック医薬品に切り替えた場合、1か月当たりの自己負担額の差額に300円以上効果が見込まれる人には、昨年10月に差額通知を郵送しました。1か月の差額は少なくとも、一生では大きな節約になります。

○平成23年度の加入状況

被保険者数 (加入者)	埼玉県全体	610,080人
	◇本庄市	8,691人
保険料	収納額	462,910千円 (収納率99.3%)
	埼玉県全体	508,981,793千円 【1人当たりの医療費 834,287円】
医療費	◇本庄市	7,618,261千円 【1人当たりの医療費 876,569円】

75歳からの医療保険は後期 高齢者医療制度です

【運営主体】
埼玉県後期高齢者医療広域連合（県内全市町村で構成）

【被保険者】
75歳以上の人、及び65歳から74歳で一定の障害があると埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人。

【歳入】

現役世代が加入する医療保険からの後期高齢者支援金で約4割、公費（国34%、県8%、市町村8%）で5割、残りの1割を後期高齢者医療保険料で賄っています。